

○ 漁業災害補償法の規定による同意の成立 【 告 示 】		目 次	
		岡山県公報	
		発行 岡山県	
		担当課（室）	
			目 次
			担当課（室）

◎岡山県告示第九十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年二月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 区域 牛窓町漁業協同組合の地区

二 区分 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業